

改正

平成18年6月23日条例第55号

平成26年2月10日条例第2号

令和元年7月5日条例第4号

西海市大島町公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市大島町公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 西海市都市公園条例（平成17年西海市条例第208号）に定める都市公園以外の公園として、西海市大島町公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西海市大島大橋公園	西海市大島町1367番地19
西海市寺島大橋公園	西海市大島町1323番地1
西海市寺島屋敷鼻公園	西海市大島町1207番地4
西海市大島菖蒲園	西海市大島町723番地1

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、西海市大島大橋公園（以下「大島大橋公園」という。）の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大島大橋公園の利用に関する業務
- (2) 大島大橋公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大島大橋公園の運営に関して市長が必要と認める業務

(行為の制限)

第6条 公園において、次の行為をしようとする者は、申請書を提出し、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品、販売等の商行為に類する行為を行うこと。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用しようとするとき。
- (3) 公園に、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設け、公園を占有しようとするとき。

2 指定管理者は、前項の規定により提出された申請書が公園の管理上又は公衆の公園の利用上支障がないと認められる場合に限り、許可を与えることができる。

(利用料金)

第7条 前条の許可を受けて大島大橋公園内の土地及び施設を利用する者は、大島大橋公園の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準額として、利用形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 大島大橋公園の利用料金について、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準額に基づき、利用料金を減免することができる。

(行為の禁止)

第9条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 広告に類するはり紙等を掲示すること。
- (4) 指定された場所以外の場所に車を乗り入れること。
- (5) その他公園の管理上又は公衆の公園の利用上、支障を及ぼすおそれがある行為
(損害賠償)

第10条 公園の利用者は、公園の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その賠償責任を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大島町公園の設置及び管理等に関する条例（平成12年大島町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第55号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者の指定に関し、事前に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前に、この条例による改正前の西海市大島町公園の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の西海市大島町公園の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年2月10日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

- 2 この条例（第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月5日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

- 2 この条例（第35条、第36条、第37条及び第38条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

行為	単位	利用料金
行商、露店その他これらに類する行為	1人1日又は1平方メートル1日につき	50円
業として行う写真撮影又は望遠鏡の透視	1台1月につき	1,570円

施設業		
集会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	30円
興行	1日につき	20,950円
レストハウスにおける商行為その他これらに類する行為	1平方メートル1月につき	900円

備考

- 1 利用料金の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。
- 2 利用料金の額を算出する基礎となる期間で1日を単位としているものは、24時間以内とし、利用時間の多少にかかわらず1日とする。
- 3 利用料金の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。ただし、その期間が15日以内の場合は、日割りによって計算する。
- 4 興行、集会、展示会その他これらに類する行為で入場料に類する料金を徴する場合は、本表に掲げる額の2倍とする。ただし、望遠鏡の透視施設業については、この限りでない。